

## 人事労務ニュース BOX

## 2024年8月号

**最低賃金 過去最高 50 円増か****全国平均 1054 円、長野県目安 998 円**

厚労省の中央最低賃金審議会（厚労相の諮問機関）は、2024年度の最低賃金を全国平均で時給1054円とする目安額を取りまとめた。現在の全国平均1004円から引上げ幅は50円（約5%増）とし、実現すれば時給、上げ幅ともに過去最大となる。

最低賃金は47都道府県それぞれで設定する仕組みで毎年度改定する。目安額は、経済情勢に応じて都道府県をA～Cの3区分に分けて、区分ごとに示す。上げ幅はA～C区分いずれも50円で、目安額通りに引き上げた場合、全都道府県で時給900円以上となる。時給1000円超えは、現在の8都府県に8道具が加わり16都道府県に増える。長野県はB区分で目安額は998円となった。都道府県単位の地方審議会が8月頃に実際の改定額を決定し、10月以降順次適用される。

**精神障害で労災認定 883 件****5 年連続で過去最多を更新**

厚労省は、2023年度の「過労死等の労災補償状況」を公表した。仕事によってうつ病などの精神障害を発症し、2023年度に労災認定を受けたのは883件で、前年度より173件増加。統計を始めた1983年度以降で過去最多を5年連続で更新した。

業種別では、「社会保険・社会福祉・介護事業」で112件、「医療業」で105件、建設業の「総合工事業」で57件、「道路貨物運送業」で56件と続く。出来事別の傾向は、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が157件で最も多く、次いで「業務に関連し、悲惨な事故や災害の経験、目撃をした」が111件、「セクシャルハラスメントを受けた」が103件だった。

2023年9月に精神障害による労災の認定基準が改定され、カスタマーハラスメントが出来事（原因項目）に追加された。改定後、今回が初めてとなる集計で「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」が52件に上り、うち45件が女性だった。

**高卒採用 31 社で不適正な質問****滋賀県教育委員会**

滋賀県教育委員会は、2024年3月に卒業した滋賀県内の高校生1085人が就職試験を受験した企業781社のうち31社で、就職差別につながる恐れのある不適正な質問があったと公表した。高校を通じて、学生からの報告を集計したものによる。項目別では、通勤経路や現住所の詳細等の「住んでいるところ」および「愛読書」に関する違反が9件で最も多く、「家族構成・状況」と「尊敬する人物」がそれぞれ4件だった。

高等学校等新規卒業者の採用選考については、面接に際し、「親の職業」など本人の適性と能力に全く関係のない事項を質問したり書類を提出させる、採用選考開始期日を守らない等の事例が報告されている。こうした場合には、学校等からの通報に基づき、都道府県労働局及びハローワークが事実確認と是正指導を行っている。採用基準とするつもりがなく、場を和ませるために尋ねた内容であっても、回答を受けて、適性と能力に関係のない事項を把握してしまった結果、採否決定に影響を及ぼす可能性もあり、面接時の質問内容には十分な配慮が必要となる。

**長野県 男性育休へ奨励金****最大 82 万円を支給**

長野県は、男性従業員の育児休業取得率向上を目指し、長野県内に本社または主たる事業所がある中小企業を対象に、男性従業員の育休取得日数に応じて中小企業へ奨励金を交付する事業を開始した。申請は2024年7月1日より受け付けている。

「長野県パパ育休応援奨励金」は、男性従業員の育児休業取得日数に応じて1企業当たり3回までの申請を限度として、奨励金を支給する。子が1歳になるまでの間に、14日以上育児休業を取得した場合を対象とし、3か月以上の休業では30万円（2回目以降の申請は25万円/回）を支給する。「くるみん」等の認定を受けている場合は2万円（1回限り）を加算し、最大で82万円を支援する。

「長野県パパ育休公表奨励金」は、長野県パパママ育休実践企業登録制度による登録、かつ、厚労省の両立支援等助成金の支給決定及び情報公表加算を受けた中小企業等へ3万円（1回限り）を加算する。

# マイナ保険証への移行についてのQ&A

2024年12月2日以降、新規の健康保険証発行が終了となり、マイナ保険証へ移行されます。以降に伴い企業担当者が注意すべきポイントをQ&A方式で解説します。

## はじめに

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、2024年12月2日以降新規に健康保険証は発行されなくなることが決定しています。この移行にあたり企業担当者が注意すべきポイントを以下Q&A方式で解説します。

### Q. 従来の健康保険証は使えなくなるのか？

A. 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、最大1年間従来通り使用できます。また、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない場合には、「資格確認書※」を用いて医療機関等を受診できます。

※マイナンバーカードを持っていない人に対して保険者が交付する書面

### Q. マイナンバーカードを作成していない場合でも医療機関で受診が可能か？

A. 可能です。前述の通り「発行済みの健康保険証」または「資格確認書」を使って受診できます。ただし、発行済みの健康保険証については、以下の期日まで利用できるとされています。

2025年12月1日以前の有効期限の記載がある保険証	その期日まで
有効期限の記載がない保険証	2025年12月1日まで

### Q. マイナンバーカードを持っていれば保険証の代わりになるのか？

A. いいえ、**マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、申込みが必要です**。具体的な申し込み方法は、①医療機関で顔認証つきカードリーダーから申し込む、②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンからマイナポータルアプリを取得し、アプリ上で申し込む、③セブン銀行ATMで「マイナンバーカードでの手続き→健康保険証利用の申込み」の順で手続きをする、のいずれかです。手続きは任意の時期に行えます。

### Q. マイナ保険証に変更するメリットは？

A. デジタル化が進むと特定健診や診療の情報、薬の情報が本人の同意の元で医師・薬剤師と共有され、より良い医療につながるとされています。また、マイナポータルで医療費通知情報を入手でき医療費控除の確定申告が簡単となる、「限度額適用認定証」の発行が省略できるなどの利便性向上も期待されています。

### Q. マイナ保険証に変更しないことのデメリットは？

A. マイナ保険証を使用しない場合、初診・再診の医療費が少し高くなるというデメリットがあります(下記表を参照)。

	初診	再診	調剤
マイナ保険証を利用	10円	10円	10円
従来の保険証を利用	30円	20円	30円

※患者負担は上記金額の2割から3割

### Q. その他マイナ保険証に関してどんな動きがある？

A. 協会けんぽでは、2024年9月以降、すべての加入者に対し、加入者自身の健康保険の資格情報を簡易に把握して、円滑な健康保険の諸手続きを行えるよう、「**資格情報のお知らせ**」とマイナンバーの下4桁が記された加入者情報を会社宛に送付するとしています。

このお知らせは、従来の保険証に記載されている保険証の番号、氏名、フリガナ、生年月日、保険者情報などが記載されているもので、オンライン資格確認システムを導入していない医療機関での受診や、傷病手当金など給付金申請の際に使用しますので、届いたら各被保険者等に配布してください。